

## 第19章 金融検査の実施状況

### 第1節 平成13検査事務年度の検査計画及びその実績（資料19-1-1～11参照）

1. 13検査事務年度は、「平成13検査事務年度検査基本方針及び基本計画」に基づき、公正で透明性の高い検査の実施や、新しい金融環境に対応した専門性の高い検査に取り組んできたところである。
2. 業態別に見ると、
  - ① 銀行に対する検査については、主要行を中心に12検査事務年度に引き続きグループ金融機関を一体的に実態把握するなど、効率的で実効性の高い検査の実施に努めてきたところである。13検査事務年度においては主要行に対し、これまで2年に1回程度の頻度で実施してきた検査を、「年1回検査」へ強化するとともに、半期毎に短期間の立入により自己査定の正確性等を検証する「フォローアップ検査」、さらに市場の評価に著しい変化が生じている等の債務者に着目した「特別検査」を実施してきた結果、年度計画を上回るものとなっている。
  - ② 信用金庫、信用組合に対する検査については、ペイオフ解禁を控え資産内容等の実態把握を行うとともに、預金保険機構と連携し、預金口座名寄せのためのデータ整備状況について検証してきたところである。また、信用組合については、集中検査を終了しており、二巡目の検査を順次実施しているところである。信用金庫、信用組合においても、ほぼ計画通りとなっている。
  - ③ 保険会社に対する検査については、保険検査マニュアルに基づき的確な実態把握に努めてきたところであり、年度計画通りとなっている。
  - ④ 証券会社に対する検査については、13検査事務年度より証券検査マニュアルを適用した検査を実施しており、同マニュアルに基づき証券会社の実態把握に努めてきたところである。また、12検査事務年度に引き続き、証券取引等監視委員会との連携を図り、効率的で実効性の高い検査の実施に努めた結果、年度計画通りとなっている。
3. また、外国金融機関に対する検査については、12検査事務年度に引き続き、銀行、証券、信託銀行等をグループとして一体的に検査を行うなど、効果的な実態把握に努めたところである。
4. このほかに、本庁においてUFJホールディングス、みずほホールディングス（主にシステムリスク）及びアクサ保険ホールディングスに対して検査を実施したところである。また、投資信託委託業者、投資顧問業者、さらに、東京及び大阪証券取引所に対し、証券取引等監視委員会と合同で、業務及び財務の状況についての検証を目的として検査を実施したところである。  
また、財務（支）局においても、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会及び労働金庫等の共同検査を他省庁等と合同で実施したところである。貸

金業者や前払式証票発行者等に対しても検査を実施したところである。

5. これらの結果、平成13検査事務年度における検査実施数は、年度計画780件に対し、5月31日現在785件となっているところである。

(注1) 13年6月の検査実績を追補した12検査事務年度の検査実施数及び検査実施状況は資料19-1-12~14参照。

(注2) 金融検査に関する主な検査対象機関及び根拠法令は、資料19-1-15参照。